

固定資産税の減額制度について

住宅の改修工事を行った方へ



本年度の税制改正により、新たに住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されました。

また、耐震改修やバリアフリー改修を行った家屋についても、引き続き固定資産税の減額措置が継続されます。

□省エネ改修を行った家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日から22年3月31日までの間に、現行の省エネ基準に適合させるように一定の省エネ改修(工事費30万円以上)を行った場合、翌年度分の固定資産税額を1/3に減額します。(省エネ基準に新たに適合することの証明書が必要です)

●減額対象床面積…1戸当たり120㎡分まで

●改修の内容

- ①窓の改修(二重サッシ化、複層ガラス化など)
または①の工事と併せて行う②～④の工事
- ②床の断熱改修、③天井の断熱改修、④壁の断熱改修

※いずれも、外気などと接するものの工事に限り
ます。

□耐震改修を行った家屋

昭和57年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるように一定の改修(工事費30万円以上)を行った場合、固定資産税から1/2

を減額します。(耐震基準に新たに適合することの証明書が必要です)

●減額期間

平成20年から21年までの改修→翌年度から3年度分

●減額対象床面積…1戸当たり120㎡分まで

□バリアフリー改修を行った家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)について、平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修(自己負担での工事費30万円以上)を行った場合、翌年度分の固定資産税額を1/3に減額します。

●減額対象床面積…1戸当たり100㎡分まで

●要件

- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅
- ①65歳以上の方、②要介護認定または要支援認定を受けている方、③障害のある方

●改修の内容

- ①廊下の幅、②階段の勾配こうばいの緩和、③浴室・便所の改良、④手すりの取り付け、⑤床の段差の解消、⑥引き戸への取り替え、⑦床表面の滑り止め

※省エネ改修・耐震改修・バリアフリー改修にかかる固定資産税の減額を受けるためには、必要書類を添えて、改修後3か月以内に課税課へ。

■問 課税課家屋係 ☎826-1111 内線2337、2388

●みこし担ぎ手募集

参加料/1000円(保険料込み) また、はんでんは、礎會で用意したものを着用いただきます。

●夜の部 福餅まきイベント

午後6時30分ごろ、つらら広場前特設ステージで福餅まきを行います。皆さんでご参加ください。

●子どもみこし参加者募集

昼の部で、子どもみこしができます。

参加料/無料(おみやげ付き)

※詳しくは、お問い合わせください。

■礎會事務局 ☎300・0043 中央二丁目2-16

土浦青年会議所内 ☎822・3426 月～金曜日

午前10時～午後4時

川口水神宮まつり

7月21日(月) 午前9時出発

水運業、漁業者の守り神を祭った水神宮の祭りの日は、みこしを担ぐ若衆たちの威勢の良い掛け声が響きわたり、人々は担ぎ手のほてった体に水をかけます。このような珍しい風習が残る豪快なみこしの巡行が、今年も行われます。当日は、水難厄除けのお札も配られますので、あそびでお出かけください。

■巡行コース/川口三社前(午前9時出発)↓川口公民館(午前11時5分)↓中央二丁目公民館(午後1時15分)↓中央一丁目公民館(午後1時55分)↓大和町公民館(午後2時50分)↓旧丸井(午後3時45分)↓川口三社前(午後4時10分ごろ到着予定)

※当日、担ぎ手を募集します。午前8時30分に川口三社前に集合してください。(参加料は無料)

※巡行コースの時間は、いずれも予定時刻です。